Ver.3

エア・ウォーター

ふるさと応援プログラム

公募要項

2025年6月1日

エア・ウォーター北海道株式会社

地域応援室

改訂履歴

バージョン	日付	更新内容
1.0	2023/9/15	初版
2.0	2024/6/3	一部見直しました
3.0	2025/6/1	応募条件を見直しました。

目次

１．ふるさと応援 H(英知)プログラムとは

２．交付の対象となる事業

３．応募条件

４．応募方法

５．審査基準

６．2025 年度：公募から寄付までのスケジュール

７．交付の決定

８．留意事項

９．問い合わせ先

１．ふるさと応援 H(英知)プログラムとは

当社は、人命を救い、地域産業の発展に尽くす、という設立趣旨の下、1929 年に札幌で創業し、産業ガス・医療用ガスの供給事業を開始しました。2030 年度に向けた長期ビジョン「terrAWell 30」の下、世界的な社会課題を踏まえた 2 つの成長軸である「地球環境」と「ウェルネス」に沿って、事業活動を通じた社会課題の解決に貢献し、持続的な成長と企業価値の向上を図ることを目指しています。

こうした中、当社グループの事業が集積している北海道は、その実現に向けた最適なエリアと考えており、多様な事業・人材・技術等のグループ経営資源と道内各地を網羅する事業インフラを掛け合わせ、家畜ふん尿由来の液化バイオメタンや水素の製造・供給、サーモンの陸上養殖、道産農産品にかかわる新たな流通・加工のサプライチェーン構築、といった北海道の地域課題解決に貢献する新事業の創出に取り組んでいます。

北海道は世界規模の社会課題に対峙するとき、食糧自給率の高さや豊富な再生可能エネルギーを例にあげるまでもなく、限りない可能性をもった地域です。

この度、北海道に育てられた企業、そして、北海道を舞台に新たな成長を志向する企業として、「北海道の持続可能な社会の実現」と「地域住民の安全・安心で豊かな暮らしの実現」のために、北海道の社会課題解決に取り組んでいる市町村に寄付支援する本プログラムを創設することにいたしました。

２．交付の対象となる事業

下記に記載する条件を満たす事業とします。

（１）当社グループの成長軸である「地球環境」と「ウェルネス」の観点を含め、様々な社会課題の解決に貢献する事業

（２）原則 2026 年度に実施する事業とし、2026 年度以前より継続している事業も対象とします。（2025 年度に終了する事業は対象外）

（３）総事業費にかかわらず、事業に対する本プログラムによる寄付金の効果が明確な事業

３．応募条件

（１）応募対象者：北海道内の 179 市町村

（２）応募数：寄付金の上限と条件について

事業区分	条件	寄付金上限	応募上限
一般事業	なし	1,000 万円	1
小規模事業	以下の①②の両方に該当する場合 ①総事業費 300 万円以下 ②下記のどちらかに該当する場合 ・新たなことに挑戦するための初期費用に本プログラムを利用する場合 ・事業費が少額で知恵やアイデアによって地域の住	300 万円	1

	民を豊かな暮らしに繋げることができる事業		
共同事業	複数の市町村が共同で事業を行う場合に、共同で申請することができます。	1,000 万円	なし

※共同事業の寄付金は、共同で応募する市町村の数に関わらず 1,000 万円を上限とします
※事業は事業費の多寡にかかわらず、事業費が少額でも知恵やアイデアによって地域の住民を豊かな暮らしにつなげることができるものもあり、私たちはそういった事業にも光をあてていきたいと考えております。

（3）事業年度などについて

寄付の対象となる事業年度と寄付金の上限、条件などについては、以下の通りといたします。

区分	①単年度事業	②複数年度事業
事業年度	・2026 年度	・2026 年度～2028 年度の最大 3 年 ・2026 年度を含み、2026 年度以降同一事業を継続して実施する場合に限る
寄付年度	2025 年度	2025 年度
寄付区分	・一般寄付金 ・企業版ふるさと納税	・企業版ふるさと納税
条件	・一般寄付金：翌年度に繰り越しの手続きができること ・企業版ふるさと納税：寄付時点で、地域再生計画が認定されており、かつ、基金の活用にも認定されている。	・応募時点で地域再生計画が認定されており、かつ、基金の活用にも認定されている。 ・応募申請書の事業計画もあわせて入力してください。
寄付金の上限	「2026 年度の事業費」と「３．応募条件、（２）応募数に記載している事業区分に応じた寄付金上限（1,000 万円または 300 万円）」を比較して低い方	「事業を行う期間の総事業費」と「３．応募条件、（２）応募数に記載している事業区分に応じた寄付金上限（1,000 万円または 300 万円）」を比較して低い方
実績報告	2026 年度 3 月末に実績報告書の提出をお願いします（指定書式）	事業期間中、各年度 3 月末に実績報告書の提出をお願いします（指定書式）

※本プログラムの寄付金は「寄付する年度の翌年度に実施する特定の事業に充当されることが前提となる」ため、基金への積み立てや翌年度への繰り越しなどの手続きが必要になります。応募にあたって市町村内でその手続きについて確認のうえ応募ください。
※寄付の対象とする事業が内閣府による「地域再生計画」の認定を受けている場合は、寄付の実施に当たり「企業版ふるさと納税制度」を利用することがあります。応募時点で認定を受けている場合は、地域再生計画の該当箇所を明確にして応募申請書とともに提出してください。

※複数年度事業は、推進委員会で決定した寄付額を 2025 年度に一括で寄付いたします。寄付金を基金に積み立てていただき、必要に応じて拠出してください。

※事業年度と寄付金の上限については、下記の例を参照ください。

①単年度事業

事業年度	2025	2026	2027	2028
事業費		300 万円		

→事業費 300 万円。寄付金の上限 300 万円（一般事業・小規模事業・共同事業の場合）。

②複数年度事業

事業年度	2025	2026	2027	2028
事業費	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円

→総事業費 1,200 万円（2026 年度～2028 年度の合計。2025 年度は過年度のため対象外）。寄付金の上限 1,000 万円（一般事業・共同事業の場合）。

（4）応募する際の注意事項

① 市町村以外の団体等が実施する事業については、市町村が当該事業を支援する場合に限り対象とします。

② 過去に本プログラムで寄付金の交付を受けている市町村および事業も応募の対象とします。

③ 市町村のロゴや写真、事業に関連する情報などの提供や各取材に協力できる市町村とします。

④ 本プログラムの寄付金を活用して当該事業を行っている旨の広報表示を行うことに協力をお願いします。

４．応募方法

（１）応募は、ふるさと応援 H プログラムのホームページにある応募申請書に直接入力して応募ください。概要をまとめた資料がある場合は、応募フォームに添付ください。添付できる資料は A4× 3 枚を上限とし、4 枚目以降の資料は審査の対象外とします。

（２）企業版ふるさと納税に該当する事業の場合は、地域再生計画の提出をお願いします

（３）応募内容については、必要に応じ事務局等より、追加の質問をさせていただく場合があります。

５．審査基準

交付する事業の審査は、次の視点を考慮しながら「寄付することが適当」と認められたものを総合的に判断します。

審査項目	審査の基準
①持続性	一過性の活動ではなく、継続的な取り組みになることが期待される。また、寄付実施後、自立的に持続する仕組みの確保、工夫がされている
②波及性	他の地域や組織がこの取り組みを参考にすることで、同様な取り組みが面

	的に広がっていくことが期待される
③創造性	課題に対する新たな視点で、オリジナリティある取り組みを展開している
④協働性	様々な地域の主体と連携し、多くの住民の参画を得ながら取り組んでいる
⑤地域への貢献	地域資源の活用など地域の特性を活かした事業で、住民の満足度、地域活性化に資する取り組みである
⑥将来性	次世代が活躍でき将来を見据えている。北海道の未来に繋がり、新たな可能性を秘めている取り組みである
⑦主体性	運営者が主体的に関与し熱意がある。本プログラムを活用して新たなことに挑戦する

6．2025 年度：公募から寄付までのスケジュール

プロセス	日付
公募要項の公表	2025/6/2(月)
応募申請書受付期間	2025/9/1(月)～9/30(火)13:00
H プログラム サポート会議	2025/10/下旬
H プログラム推進委員会	2025/11/上旬
結果公表	2025/12/下旬(*1)
寄付金の交付	2026/3/末まで

(*1)結果は 2025 年 12 月下旬までに公表を予定していますが、前後する可能性がありますので予めご了承ください。結果はホームページにて公表させていただきます。また、各市町村の事情に関わらず、電話やメールで合否の問い合わせをすることはご遠慮ください。

※受付期間を過ぎての受付・応募申請書の修正はできませんので、予めご了承願います。

7．交付の決定

（１）寄付金を交付する事業は、H プログラム推進委員会によって採択します。

（２）寄付する金額は「事業の内容」と「寄付金の用途」を精査した上で申請金額の範囲内で決定します。また、同一市町村が複数の事業採択された場合も事業毎に寄付する金額を決定します。

（３）事業費に対する補助率は設けておりません。

（４）応募数が多い場合には、委員会のもとにおかれる「Ｈプログラム　サポート会議」にて一次審査後、「H プログラム推進委員会」で採択いたします。

8．留意事項

（１）応募申請書や補足資料など提出いただく資料は、ホームページや SNS や各種報道などで公表することがありますので、公表できる情報のみ記載してください。個人情報が含まれている場合

は、情報が公開されることに同意したものとみなします。

（２）交付決定後、次に記載する事案が発生した場合は交付を取り消すことがあります。

①やむを得ない事情により交付した事業が実施、継続できなくなった場合

②申請内容と著しく異なる事業を実施したと認められた場合

③応募申請書や実績報告書に虚偽の記載があった場合

※①に該当する場合、速やかに事務局に書面にて通知してください。

※②③に該当した場合、エア・ウォーター北海道は市町村に対し必要な措置を講じることがあります。

（３）下記に該当する事業は応募できませんので、予めご了承願います。

・寄付金の目的がエア・ウォーターグループの商材を直接購入する、又はエア・ウォーターグループに業務を直接委託する場合

９．問い合わせ先

・本件に関する問い合わせは、下記までご連絡ください。連絡は e-mail でのみ受付しております。

事務局：エア・ウォーター北海道株式会社　事業企画部内　地域応援室

札幌市中央区北 8 条西 13 丁目 28－21 エア・ウォーターの森　4 階

e-mail: info-hprogram @awi.co.jp（HP:https://airwater-hprogram.jp）

※問い合わせをする前に、下記をよく確認の上、お問い合わせください。

①公募要項及び公募要項に記載の「よくあるご質問」

②ホームページにある「よくあるご質問」（随時更新）

※よくあるご質問

Q１：応募する事業は「企業版ふるさと納税」の対象事業だけが対象ですか？

A１：「企業版ふるさと納税」に該当する事業以外の事業でも問題ありません。選定した事業が「企業版ふるさと納税」の事業に該当する場合は、「企業版ふるさと納税」を活用して市町村に寄付をさせていただきます。

Q2：1 億円の総事業費の一部に寄付金 1,000 万円を充当してもよいでしょうか？

A2：問題ありませんが、地方財政措置のある補助金や交付金については、この寄付金と併用できない場合もあるため、交付元の各団体にお尋ねください。

Q３：応募申請書の作成を外部団体に依頼することは可能ですか？

A３：申請に至る過程で外部団体等からの支援、協力を受けることは問題ありませんが、申請自体は市町村以外から受け付けておりません。

Q４：寄付をする企業は、エア・ウォーター北海道株式会社になりますか？

Ａ４：エア・ウォーター北海道㈱を含むエア・ウォーターグループのいずれかの企業になります。寄付する企業を指定することはできません。

Ｑ５：寄付金の交付時期が３月となっていますが、前倒しで交付を受けることは可能ですか？また、複数年に分割してもらうことは可能ですか？
Ａ５：交付時期の前倒しや翌年度に変更すること、或いは、複数年にわたって分割して寄付はできません。

Ｑ６：採択する事業数は決まっていますか？
Ａ６：決まっておりません。推進委員会が応募いただいた事業の中から審査して採択するため、年度によって採択する事業数が変わります。

以上

Ｈプログラムのロゴに込めた思い

ふるさと応援Ｈプログラム

■Ｈにリボンを採用
贈り物（ギフト）に繋がるイメージがあります。北海道の発展の為の寄付制度ということから、支援（サポート）する形象としてリボンを取り入れました。
そして「英知」と言う言葉からも優れた学者等に贈られるリボンに着想しました。

■カラーが緑色
「ふるさと」の言葉の響きと、事業が継続的に広がってゆくエバーグリーン（不朽）な活動を期待されていることからグリーンを選びました。